

## 岐阜県環境影響評価審査会（委員会B） 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成21年12月1日（火） 午後1時30分～3時
- 2 場 所：可児市役所東館4階 第1・第2会議室
- 3 議 題：(株)パロー本部・物流センター建設に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席者：永瀬委員長、岡田委員、中村委員、神谷委員、鹿野委員、江崎委員、村井委員、田中委員、清水委員、山田委員、森委員
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価の手続き状況について事務局より説明。  
当該事業の概要及び環境影響評価準備書の概要について事業者より説明。  
その後、環境影響評価準備書に対する質疑を実施。

### 質疑応答の内容

#### 【事業者】

事前意見に対する事業者の見解について御説明します。

委員からの、「緑化については問題ないが、宮脇方式での潜在植生復元にあたっては慎重にお願いしたい。周囲に貴重な種の現存する保護地域を設定していることもあり、植えられる樹木についてしっかり確認していただきたい。緑化に対しては仮に宮脇方式を採用するならば、(地域の住民によって、地元のナラ・カシなどを植えてもよい)その方法を優先し、外来植物等による表面の緑化は避けてほしい。P251にも記載されているように里山の放置によりコナラやアベマキ等が高木化し成育するシデコブシやサクラバハシノキ等の成育が阻害され林床下に幼木が少なく将来的には湿地も含め消滅してしまうものと思われる。貴重種保全区域の設定は適切と思われるが、保全することは湿地性植物群の生育を保全することで水源の確保と適正な樹木の管理が必要である。東海丘陵に共通する湿性植物は、明るく陽地を好む種が多く、これを機会に専門家の指導を受け、この保全区域を管理していただきたい。」との御意見に対する事業者の見解です。

緑地及び造成森林については、宮脇昭博士(横浜国立大学名誉教授)による指導の下、貴重種保全区域との関連性を考慮のうえ、郷土に自生する種を用いた植栽等を行います。なお、外来植物等による緑化は考えておりません。貴重種保全区域内にある湧水湿地性植物群落については、工事中2年、供用後1年の計3年間にわたる事後調査を予定しており、湧水湿地性植物の生育状況及び生育環境の状況について調査していきます。湧水湿地を中心とした貴重種保全区域の管理については、事後調査の結果並びに専門家の意見をもとにその管理方法を定め、自然環境を可能な限り保全できるように管理していきます。

#### 【委員長】

ただいままでの説明に対して、御意見、御質問があればお願いします。

#### 【委員】

湧水湿地性植物群落の事後調査について供用後1年となっていますが、供用後の調査は1年で十分でしょうか。

#### 【事業者】

事後調査の調査期間については、工事中2年、供用後1年の計3年間の計画です。この3年間の調査の中で変化を確認していきたいと考えています。その経過をみて、その後について判断していきたいと考えています。

#### 【委員】

工事中2年、供用後1年で計3年という事後調査計画について、3年間という期間はいいと思いますが、工事方法で説明があったように、環境への影響を避けるために、ブロックごとに造成していくという計画になっていますので、湧水湿地に影響を与えるブロックの工事が始まった時点から調査を始めるべきです。他のブロックの工事の際には、湿地には影響がないのは当然ですので、湿地に影響を与えるブロックの工事

に着手した以降3年間というように記載していただきたいと考えます。

【事業者】 御指摘の方向で修正させていただきます。

【委員】 オオタカに関する事後調査については、3月から5月に各1回調査するという事は良いと思いますが、1回の調査日数はどの程度予定されているのでしょうか。決めていないのであれば、要望になりますが、1回について最低3日間連続で調査していただきたいと思います。過去に調査の経験がありますが、1日だけだと、天候によってはオオタカが林伝いに移動して、定点調査では観測できない場合があります。3日間は調査に費やしてほしいと考えます。

【事業者】 御指摘の方向で検討させていただきます。

【委員】 ヒメカンアオイの自生地から保全区域へ移植したという話がありました。非常に適切な処置だと思いますが、改変区域のうちどの群生地から移植したのでしょうか。

【事業者】 図の表記で説明すると、BとCの付近からのものをAの下辺りに移植しました。

【委員】 いつ頃ですか。

【事業者】 3月の中旬頃です。

【委員】 活着したことは確認されましたか。

【事業者】 そうですね。

【委員】 現地調査で素晴らしい湿原を拝見しまして感動しています。地層の調査でこの地区を歩いていますが、保全区域の湿原は大変素晴らしいです。私が見た中でも、規模においては一級のもので、中津川市、土岐市、笠原町、御嵩町等で湿原を立入禁止にして保全されている場所がありますが、それらと比較してもかなり立派なもので、保全する価値があるものだと思います。

湿地については、改変予定区域の中にも、小規模なものと思われそうですが、何力所が存在している可能性があります。そのようなものを調査で確認しているかどうか教えていただきたい。

【事業者】 あのような開けた湧水湿地は、改変区域内には全く存在していませんでした。

【委員】 湿地があるとすれば、谷底ではなくて、谷から少し上がった緩斜面の所だと思いますが。そこは見られていますか。

【事業者】 改変区域内の谷は、かなり植物が成長しており、湿地はありませんでした。

【委員】 素晴らしい湿地を保全されるという計画はありがたいと思っています。改変する区域は、尾根線までですか。尾根線までの工事であればよいのですが。

湿地への地下水の影響の変化を踏まえて事後調査するという事ですが、地下水は尾根線から流れているわけではないので、専門家に調べていただいたほうがよいと思います。尾根線よりかなり東の方から、湿地の方へ地下水が流れているはずで、尾根線で改変しますと、湿地に流れている地下水の多くがカットされます。岩盤の凹凸がどうなっているかを調べて、地下水は岩盤の斜面に沿って流れていることに留意して保全区域を考えていただきたい。尾根線から改変すると、最悪の場合は相当減少

する可能性があります。地下水流動の変化については、3年間は問題ないかもしれませんが、10年先には枯れるかもしれません。この地域の岩盤が傾いていることは昔から知られていることです。湿地の専門家に意見を聞いて計画に配慮していただきたいと思います。

【委員】 質問です。211ページで振動源から予測地点までの伝搬計算式の係数は、1.5と なっていますが、低周波であれば1.0、高周波であれば2.0かと思いますが、係数設定の考え方を教えていただきたい。

【事業者】 係数の考え方については、一般にあるマニュアルに、工事に伴う振動を計算する際に、係数を1.5とする記載がありましたので、それを参考にしました。そのマニュアルには、実体波と表面波が混在するような箇所については1.5とするという説明がありましたので、今回は1.5を採用しました。

【委員】 そういう考え方もありますが、リスクを考慮して係数は1.0を採用して、それでも問題ないという表現のほうが正しいのではないかと思います。

【委員】 確認ですが、夜間照明や看板などの外構の照明はどのような計画ですか。

【事業者】 照明は駐車場くらいですし、広告看板も考えておりません。

【委員】 駐車場の照明は中側を照らすのですか。

【事業者】 縁から中に向けた照明です。外に漏れないような。

【委員】 搬入道路の照明はありますか。

【事業者】 今のところ考えておりません。交差点付近は安全の面で指導もありますので、照明をつけることとなります。

【委員】 湧水湿地とも関連するのですが、地下水に関してお尋ねしたいと思います。257 ページで、地下水涵養のため浸透性の側溝等を設置するなどの対策をとられるようですが、湧水湿地との関連でいえば、どれくらいの地下水涵養量を期待すべきか、水収支はどれくらいの状態を維持したいか、ということが非常に関係してくると思います。地下水の浸透面積をかなり減らすこととなりますので、側溝程度の涵養だけで十分追いつくものなのか、透水性舗装とするべきか、その辺りのバランスを考慮して、どの程度の涵養ができるのかということを考えて、具体的に対策をされたほうがよいと思います。

【事業者】 湿地に対する地下水の影響については、事後調査で確認し、影響が著しいと判断された場合は、関係機関と協議し、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、環境保全対策の見直し、追加の措置を講じることとしています。

【委員】 影響が出てから対策をとるのは難しい話ですので、見積もりはある程度しておくべきです。事前に地下水の流動の評価をしておいて、対策を考える必要があります。

【委員】 今の話に関連して、湿地への地下水の流れのことです。先ほど図面を見間違えていまして、今回の計画は、湿地の上部の斜面の途中で改変することとなりますね。尾根線を取ってしまう、この計画ですと、湿地への地下水はかなりの量が減ります。改変した後、何年かすると湿地は減ります。半分か、3分の1か2かはわかりませんが。

岩盤までいかないところで山の上部を取ってしまうので、降雨が入らなくなります。このまま工事された場合、減少量はわかりませんが、地下水は確実に減ります。湿地を残し、湿地性植物を保全するということを考えるとかなり致命的になると思います。一度、地下水の専門家に検討していただくとよいです。地下水の流動は、岩盤の凹凸まで見ないとわかりません。この地域の土岐砂礫層と岩盤の境界の高度はほぼ一定ですが、2つの地層の境界は緩やかな凹凸があって、凹の部分に地下水が流れています。

【事業者】 考慮させていただきます。

【委員】 予定地付近の植物の調査をすると、シデコブシに他の植物が覆い被さって、太陽が当たらず、枯れる寸前の、ほとんど花が咲かないようなシデコブシの林が多いです。東濃地域のシデコブシの生育地の70～80%はそのような状態です。今回の計画では、事業者が保全地域を設定していかれるので、シデコブシの周りのコナラとかマツなどを伐採して、シデコブシの成育を助長するような措置をとっていただければありがたいと思います。事業者には義務があるわけではありませんが、せっかくのことで

もう1点は植物だけのことではありませんが、影響予測の表現のことです。例えば、シデコブシに着目すると、今回の計画では、事業実施区域全体の約60%のシデコブシが保全されることになり、これによりシデコブシの主要な生育地が保全されるので、影響は極めて小さいと評価されていますが、本当に影響は小さいのでしょうか。40%は無くなってしまうのに、影響は少ないのでしょうか。その点は疑問です。私は、影響は少ないとは思いません。都合の悪いことを隠すのはやめましょう。これまでのアセスでは、何でも影響が小さいと予測しているケースが多いですが、素直に、影響はあるけれども、こういう対策をとりますというような表現に改めていただければと思います。率直に記載された方が、対外的にもよいと思います。

【事業者】 検討させていただきます。

【委員】 騒音、振動に関しては問題ないと思います。最近、風力発電が問題となっていますが、日本では環境基準が定まっておらず、既存の基準を当てはめるには無理があって、問題となっています。ヨーロッパでは風力発電が発達していて、地域の環境騒音に対してプラス何dBという基準になっています。今回の調査結果をみますと、深夜2時とか3時の環境騒音は30dBとなっています。これは騒音計で測ることができる下限値で、ほとんど無音という状態です。そこに単純に地域の環境基準を当てはめてよいのかという考えもあります。住民の生活環境を守るという点からの配慮も必要ではないかと思います。ほとんど無音の地域に音が入るわけです。予測結果では、40dBくらいになりますので、留意していただきたいです。大規模小売店舗で苦情が多いのは、荷さばき音です。トラックやシャッターの開閉音も苦情がありますので、気をつけていただきたいです。

【委員長】 御意見は出尽くしたようですので、質疑を終わらせていただきます。